

(平成24年2月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年6月から52年3月まで

私は、申立期間当時学生であったが、祖父が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時学生であったが、その祖父が、国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたと主張しているところ、保険料を納付するためには、国民年金に加入し、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人の手帳記号番号は、昭和52年5月にA県B村において払い出されており、オンライン記録及び同村の国民年金被保険者名簿によると、申立人が20歳となった51年*月に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認できる。

また、申立人の申立期間の保険料は、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びA県B村の国民年金被保険者名簿においても未納とされており、記載内容に不自然な点はうかがえない上、申立期間中に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続きや保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする祖父は既に他界しており、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年1月から61年3月まで

私は、サラリーマンの妻であったが、昭和49年5月頃に地区の班長の勧めで、国民年金に任意で加入し、保険料については付加保険料を合わせて納付した。申立期間については、育成会の人が集金に来たので、その人に保険料を2か月ずつ納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年5月頃に地区の班長の勧めで、国民年金に任意加入し、申立期間の保険料は、自身が育成会の人に付加保険料を合わせて2か月ずつ納付したと主張しているが、オンライン記録によると、申立人は、60年1月1日に国民年金被保険者資格を喪失した記録があり、申立人が居住しているA市の国民年金被保険者名簿においても、同年1月に申立人が被保険者資格を喪失したことが確認できることから、申立人が同市において資格喪失手続を行ったものと判断できる。

また、申立人が記入したと思われる昭和61年5月頃に提出した国民年金被保険者資格取得・種別変更（第3号被保険者該当）届書には、申立人が同年4月1日に被保険者資格を再取得することが記載されていることから、申立期間は国民年金に未加入となり、制度上、付加保険料を合わせた保険料を納付することはできない。

さらに、オンライン記録によると、申立人が居住していたA市の昭和60年度及び61年度は、申立人の前後の国民年金被保険者の保険料の納付方法が3か月ごとの納付方法であり、申立期間当時の同市の広報誌においても同様の記載が確認できることから、申立人が申立期間の保険料を2か

月ずつ納付したと主張する納付方法と相違している。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から同年 8 月までの期間及び 54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から同年 8 月まで
② 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

会社を退職した後、両親に食費等としてお金を渡していたため、両親が国民年金への加入手続を行い、保険料を納付していたと思う。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親が、申立人に係る国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は昭和 56 年 10 月に払い出されており、この時点では、申立期間①の全ての期間及び申立期間②の一部の期間については時効により保険料を納付することはできない上、申立人が所持する年金手帳、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び同被保険者名簿には、被保険者資格取得日が同年 3 月 14 日と記載され、申立期間についての被保険者資格の得喪に関する記載は無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立期間中に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人自身が国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、申立期間当時の加入状況等が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確

定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から 60 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、同年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 5 月から 60 年 9 月まで
② 昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月まで

私は、国民年金に任意加入し、A 町役場で保険料を納付したことを記憶している。また、元夫が失業していた昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの間も同町役場で国民年金保険料の申請免除手続を行ったことも記憶している。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納となっていること及び申立期間②が申請免除となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、国民年金に任意加入し、A 町役場で保険料を納付したことを記憶しており、申立期間②については、同町役場で保険料の申請免除手続を行ったことも記憶していると主張しているが、オンライン記録及び申立人が所持する国民年金手帳の被保険者資格得喪記録欄によると、申立期間①の最初の月である昭和 57 年 5 月に国民年金被保険者資格（任意）を喪失したことが確認できる上、61 年 7 月に同町役場に提出されている国民年金被保険者資格取得・種別変更（第 3 号被保険者該当）届書によれば、申立人が申立期間②の最後の月の翌月の同年 4 月 1 日に被保険者資格を再取得することが記載されていることから、申立期間①及び②の期間は、国民年金に未加入であったと考えられる。

また、申立期間中、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間②について、元夫は失業しており、A 町役

場で国民年金保険料の申請免除手続を行ったと主張しているが、オンライン記録によると、元夫は、当該期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までは厚生年金保険被保険者となっていることが確認できるとともに、62 年 10 月から元夫と申立人が免除申請を行っている期間が数年間あるため、申立人は、この申請免除の期間を申立期間②の期間と誤認している可能性も否定できない。

加えて、申立期間の保険料を納付及び免除申請を行ったことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付及び免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付及び申請免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

昭和 40 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日まで A 社（現在は、B 社 C 支店）において臨時補充員として勤務（昭和 40 年 7 月 7 日から同年 7 月 31 日までは D 所（現在は、D センター）に兼務。）していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。同年 8 月からは、E 職として、F 共済組合に加入している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において A 社に臨時補充員として勤務（昭和 40 年 7 月 7 日から同年 7 月 31 日までは D 所に兼務。）していたことは、G 社 H 支社から提供された在職証明書及び申立人から提出された人事記録の写しにより認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社及び D 所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所として確認できず、当該事業所が適用事業所になったのは、A 社が昭和 57 年 5 月 1 日、D 所が 40 年 8 月 1 日と記録されており、いずれも申立期間以後であることが確認できる。

また、I 共済組合は「F 共済組合に加入する前の臨時補充員の期間について、一般的に厚生年金保険の適用事業所であれば、厚生年金保険に加入していたと思うが、全国一律の取扱いというわけではない。厚生年金保険に加入させるか否かは、勤務先事業所の判断に委ねられていた。」と回答しているところ、B 社 C 支店は、申立人に係る書類は保管されておらず、申立期間の社会保険の届出等の関連資料についても保存期間が経過しているため確認できない旨回答しているほか、D センターは、当時の資料は保

管されておらず、申立期間の厚生年金保険の取扱いについて確認できないと回答しており、当該事業所における厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

さらに、申立人が臨時補充員として同時期に勤務したとしている同僚についても、F共済組合に加入する前の期間において厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。